

広島県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和三年二月十五日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

御調久井線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
尾道市御調町綾目字道添一〇二六番二地先から 尾道市御調町綾目字信ヶ谷二〇八七二番一地先まで	旧	三・八〇～ 九・〇〇	六二六・〇〇	
尾道市御調町綾目字道添一〇二六番二地先から 尾道市御調町綾目字信ヶ谷二〇八七二番一地先まで	新	五・九〇～ 九・五〇	六三三・五〇	拡幅